

令和5年4月から6月

ご提案要旨	市からの回答	担当課	
<p>学校と学童の連携不足による児童の見失いについて</p>	<p>小学校に今年の四月から子どもが通い始めた。まだまだ新しい生活や場所に子どもが慣れていない状況で、学童から子どもが登園することなくいなくなったと連絡があった。学童からは年度当初は支援員が教室まで迎えに行くと言われていたが、学校及び学童からは集団下校だったために間違えて登校班で下校してしまったと説明を受けた。今回は何事も起きませんでした。ふじみ野市の小学校の全てがこういう運営なのか？</p>	<p>ご指摘の件につきまして、教育委員会を通して小学校に確認したところ、放課後児童クラブに通所させるべき児童を、教員が指定の教室に留めおく指導をしていなかったことで引き取りに来た放課後児童クラブの支援員への引き渡しは確実にできなかったことが原因でした。ご心配をおかけしてしまい、大変申し訳ございませんでした。今後このようなことを起こさないために、放課後児童クラブに通所する児童と下校する児童の確認を複数の教員で遺漏なく行うこと、放課後児童クラブへの引き渡しを確実に行うために見届けを最後まで行うことを、教育委員会と子育て支援課を通して学校及び放課後児童クラブに対して指導いたしました。今後につきましてはこれまで以上に連携を徹底するようにまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>公立小中学校の現金集金システムについて</p>	<p>現在大井中学校では、年に4回程度、約4,000～7,000円を子に持たせ、それをPTA本部役員と各クラスで選出された役員(親)が集金日に合わせて来校し、手作業で確認している。これを、口座引落とし又は、QRコード決済にしていきたい。さいたま市日進北小学校・宮前中学校ですすでに、給食費引き落とし口座から、教材費も共に引き落とし形が取られている。昨今、PTA活動についても簡素化が話題に上っている。学校や親の負担が軽減されるよう、検討してほしい。</p>	<p>ご指摘の件につきまして、教育委員会に確認したところ、大井中学校ではこれまでも口座引き落としについては度々検討しているものの、口座引き落としよりも確実に集金できること、口座引き落としの際の手数料がかかることから、現金による集金方法を採用しているとのことでした。また、他の学校でも同様の理由により、口座引き落としから現金による集金に切り替えたとの話も聞きました。PTA活動にかかる保護者の負担軽減につきましては、様々なご意見があることは承知しております。今回いただいたご意見につきましても、教育委員会を通して大井中学校に改めて検討するよう伝えました。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>ヘルメット補助金について</p>	<p>自転車のヘルメット着用が努力義務となった。三芳町では小学生と65歳以上の人の購入に対して補助金がでるが、ふじみ野市にその予定はあるか。ヘルメットは高額で年金生活者には重荷である。普及させるためにも補助金を出してほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり令和5年4月1日より自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっております。私といたしましても市民の安全・安心のために、ヘルメット着用の普及促進は喫緊の課題と認識しており、既に啓発活動には努めてきたところでございますが、子どもたちに対する購入補助につきましては検討しているところでございます。</p>	<p>道路課</p>
<p>市政に貢献の可能性があるクラウドファンディングについて</p>	<p>近年、クラウドファンディングサイトにて、ふじみ野市に子ども食堂をつくる等の、市政に貢献の可能性がある募集も見かけるようになった。こういった有益な企画であっても、自身の市内で認知されることなく応募期間が過ぎていくのはとてももったいないと感じる。企画によっては特定店舗等の宣伝になりうる可能性や、そもそも実現可能な企画なのか？など、どこまで市にご助力をお願いしていいものか判断が難しいものも多いが、こういった各市民が市政に貢献しようとしている企画を、何かしらすくい上げる方策はないか？</p>	<p>私もさまざまな団体や個人がそれぞれの思いや希望を実現するために、サイトを通じて支援を募っていることは承知しております。その中にはご提案の通り、市政発展に寄与する可能性があるクラウドファンディングもあることと思います。ご提案の趣旨はとても素晴らしい事とは思いますが、現状では気にかけておられますように、まずは、精査方法や基準をどうするのかといった課題があります。今後、実現の可否も含め、調査、研究を進めてまいりたいと存じます。</p>	<p>広報広聴課</p>

令和5年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>アプリ「リーバー」が学校教育上必要ならば、公費負担を</p>	<p>現在学校において、欠席する際はアプリ「リーバー」を使うように言われている。 アプリ「リーバー」の使用目的は、学校が児童の体調管理及び教育委員会へ報告するのを容易にするためとのことだが、アプリ「リーバー」の使用料は保護者が支払っている。 学校教育は公費負担の原則などあるかと思いますが、上記のような事は普通なのか。</p>	<p>アプリ「リーバー」は、子どもたちの確実な健康管理を行う上で、毎日の健康観察カードへの記入や欠席等の電話連絡等、保護者の負担軽減を図るため、利便性を重視して導入したシステムであり、使用している学校の保護者からは、「健康観察カードを通学班の場所まで届けなくてよい」「体調不良等、わざわざ学校に電話をせず、スマホからできるので便利」「出勤途中でも連絡できてよい」「担任と保護者の双方向のやりとりができる」等の声が寄せられていると教育委員会から報告を受けました。 その使用料については、ご意見にありますように各学校の保護者の皆様からの教材費集金やPTA会費集金の中から充当しており、公費負担はしておりませんが、現在、「リーバー」を使用していない学校もあるため、教育委員会で「リーバー」等に換わるICTを活用したものを検討中であると報告を受けました。 引き続き、各学校の教材費等の集金額については、保護者負担を極力減らすように教育委員会を通して各学校に対して指導してまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>学校教育について</p>	<p>令和3年4月に埼玉県教委が2017年1月に、県内の小中学校長に宛てた「PTA活動を円滑に推進するための留意事項について」の通知について提案し、市としては「教育委員会をご指摘の事務連絡を周知しております。この度いただいたご意見は、教育委員会にもお伝えいたしました。今後とも市政に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。」と回答した。 現状として、2年経ってもいまだに入退会が任意であることを教えてもらえず、PTAに加入していない児童が他の児童と一緒に登校することを断られている。 市政とは伝言ゲームのように市民の声を該当する部署へ伝えるだけなのか。 それであれば理解も協力も得られないのではないのか。</p>	<p>PTAは任意団体であり、入会等が強制されたり、PTA未加入であることをもって登校班に加われなかったりということはありません。 教育委員会では、各小学校とも県教委事務連絡の内容は理解しており、入学説明会時に、PTA本部担当より入退会の任意や活動について説明し、ご理解いただいた方に、入会届を提出していただいております。 また、PTAに加入していない児童が他の児童と一緒に登校することを断られていることについても確認したところ、現在、ご指摘のような状況はないと報告を受けております。 なお、教育に関する事務については、主に首長部局から独立した教育委員会が責任を負っております。これは教育については政治的中立性や継続性・安定性の確保が強く求められ、合議制の機関を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当だと考えられているからです。したがって、PTAの加入に関しましては機会を捉え引き続き周知を図るよう、市長として改めて教育委員会に伝えさせていただきました。 私はこの市政への提案やタウンミーティングなどを通じて、市民の皆様の声に耳を傾け、その中で実現できるご提案やご意見につきましては、実現や改善に努めております。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>動物に優しいまちづくりを</p>	<p>ふじみ野市にもペットを飼っている人は多いと思うが、ドッグランなどペット同伴で楽しめる施設が全くない。空いている土地があれば、マンションや家ばかり建てるのではなく、もう少し動物のことに心を寄せてほしい。</p>	<p>動物に優しいまちづくりの重要性は私も認識をしているところです。 ふじみ野市内では、ふじみ野市・三芳町環境センター敷地内に、防災調整池を活用して整備したドッグランがあり、ふじみ野市・三芳町に在住・在勤の方がご利用いただけます。利用の際には、登録が必要となり、維持管理費が年間2,000円かかる他、狂犬病予防注射接種済票等の提出が必要となります。詳細につきましては環境課環境係までお問い合わせください。 今後についても、動物に優しいまちづくりについて研究して参ります。</p>	

令和5年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>犬の散歩できる・遊べる場がほしい</p>	<p>ペットの侵入を制限する場が増えたが、その散歩できるエリア、遊べる場を作ってほしい。 最近だとトナリエの線路沿いのエリア、弁天の森がペット進入禁止になったが愛犬の散歩コースだった。もちろん決まりなので守るが、告知もなく突然憩いの場を奪われてしまったと感じている。 市のドッグランを日常使いするには遠いので、大井市沢エリアに小規模でもドッグラン等設置してほしい。 また、突然ペット進入禁止になってしまった理由も知りたい。</p>	<p>ペットは人の心を和ませたり、楽しくしてくれたりする家族同然の存在であり、ペットの散歩や遊べる場の重要性は私も認識をしているところでございます。 ふじみ野市内には、ふじみ野市・三芳町環境センター敷地内に、防災調整池を有効的に活用するために整備したドッグラン1箇所がございます。 ドッグランは周辺の環境を考慮したり、相当の面積が必要だったりすることから、残念ながら現在、ドッグランを追加設置する予定はありませんが、今後もペットの散歩の場や遊び場について研究して参ります。 次に、トナリエの線路沿いのエリアと弁天の森がペット侵入禁止となったことについてお答えします。ふじみ野市内の公園などにおいては、一部の公園を除き旧上福岡市域と旧大井町域ではペットに関するルールに差異がございまして、旧上福岡地域では公園などにペットを入れることを禁止してはおりませんが、旧大井町域では公園などにペットを入れることを禁止してはおります。これは、合併時にそれぞれの地域性を尊重し、それぞれのルールを残したものとなっております。看板の設置や市のホームページなどでルールの周知を図っているところでございます。 今回、ご意見をいただいた場所は、既に設置してあったペットに関する看板が老朽化していたり、ルールの周知が行き届いていないという指摘を頂いていたため、ペットの侵入に関する看板の再設置や増設を行ったことから、突然侵入禁止となったように見えてしまったと思われまます。 現在、市には公園などにペット同伴での利用を望む声と、侵入禁止を望む声の両方のご意見が寄せられている状況でございますが、市、自治組織、公園愛護会等の様々な団体、また市民のみなさまのご意見を参考に、ペットに関するルールについて検討してまいりたいと存じます。</p>	<p>環境課 公園緑地課</p>
<p>上福岡図書館改修工事について</p>	<p>先般、教育委員会社会課と上福岡図書館改修工事に付いてやり取りを行ったが、平素利用してきてさほど支障や不具合が存在する訳でもないので、長期に涉って全面停止にするというのは不自然さを感じるし、工事業者側に立った発想ではないかと思う。利用者にとっては不都合である。それでも敢えて改修するのなら例えば、月単位で部分部分のマイナーチェンジを積み重ねるような方式を採用すれば全面停止期間は短縮されるのではないか。とりわけ情報検索機能用PC貸与業務は、それ程大きなスペースも取らないと考えられるので何とか継続してもらいたい。改修工事中の市民利用者の不具合不便を最小限に留めるべく、出来ない言い訳を先に考えないでその手順、要領を創意と工夫を以って柔軟にアプローチする事を求めるものである。</p>	<p>上福岡図書館は平成6年4月の開館から既に29年が経過しており、内装、外壁、屋上防水の改修はもとより、電気及びガス、給排水設備、トイレ、空調システム、エレベーターについても全面的に更新する予定です。 可能な限り休館期間を短くできるよう、設計の段階で検討いたしました。全面休館をした上で、工事を進めることが結果として工事期間の短縮につながることに、利用者の安全面を考慮して決定させていただきました。 その間、サービスの低下を最小限にとどめるため、イオンタウンふじみ野内に仮設窓口を設置し、予約本の貸出及び返却、予約の受付を行う予定です。また、返却ポストについてもイオンタウンふじみ野の敷地内に設置し、これまでと同様、夜間もご利用いただけるよう準備を進めております。 ご意見をいただきました情報検索パソコンの利用については、仮設窓口のスペースが限られており、サービスの提供が困難な状況です。ご理解いただきますようお願いいたします。 改修工事及び工事中的対応等の情報につきましては、確定しましたら速やかに利用者の皆様に掲示板やホームページ等でお知らせいたします。</p>	<p>社会教育課</p>

令和5年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
浸水について	<p>6月2日午後の先ほどの雨で自宅玄関が浸水した。10年ほど前から、たびたびご相談しているが、なかなか解決されず、困っている。</p> <p>ふじみ野市と川越市の境界地点に住んでおり、川越側に下水が整備されていない為、川越側の水が当方住居に向かい流れてくる。</p> <p>また、畑が多く、畑からの土や落ち葉が多数流れてきて、側溝のグレーチングに蓋をしてしまう形となり、側溝が機能していない。</p>	<p>この度は台風の影響による集中豪雨の発生により、側溝に雨水が流れず道路上に溜まってしまい、大変ご迷惑をおかけしました。</p> <p>大井武蔵野の当該地付近は、川越市境で周辺に畑が多く、畑からの土や落ち葉が道路側溝周辺に溜まることにより道路冠水が発生することは、ここ数年の集中豪雨の際、本市でも現地に赴き確認をしておりました。</p> <p>今後の対策といたしましては、道路側溝による雨水の適正処理を維持するために、集中豪雨が多い時期の前に側溝が塞がれていないか道路パトロールを行うとともに、近隣の土地所有者への土地の適正管理について依頼するなど、雨水対策についての関係者との協議も含めて検討いたします。</p> <p>周囲から雨水が流れてきてしまう土地の形状のため、集中豪雨の発生の際はご迷惑をおかけしておりますが、状況の改善のための方法を検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	道路課
散歩中の犬の放尿に因るインフラの棄損について	<p>大井総合支所前の桜並木の南詰に住んでいるが、桜並木の歩道へクルマが進入しないよう設置されたボラード(車止め)に、散歩中の犬の放尿が原因と思われる発錆が見られる。</p> <p>ここは、以前も犬の放尿が原因と思われる発錆・腐食で、外周の半分近くを喪失してグラグラとなっていたところを見始め、更新してもらった経緯がある。</p> <p>このままだと、早々に同じような事態に陥る可能性が高く、錆落としの上で防錆処理が必要ではないか。</p> <p>併せて、観察していると中和用の水を持たずに漫然と放尿させている飼い主がほとんどであることに気付いた。</p> <p>犬の放尿が原因で、道路標識や街路灯が腐食し、倒壊して第三者被害が生じた例も複数あることから、インフラの棄損に直結することを周知し、散歩に際しては中和用の水を持ち歩くよう、飼い主への啓発をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘いただきましたボラードの棄損につきましては、担当課に指示し改善いたします。</p> <p>また、犬のマナーに関しまして、本市では、平成23年6月1日に「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定し、同条例第8条で「市民等は、市内の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所で犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。」と規定しております。同条の趣旨を周知、啓発するため、市報、ホームページによる呼び掛けや「犬の飼い方・しつけ方教室」の開催等、飼い主に対しマナー向上を呼び掛けておりますが、すべての飼い主がマナーを守るまでに至っていないのが現状です。</p> <p>また、毎年4月に開催しております集合狂犬病予防注射においても、犬のふん・尿マナーの啓発を促すチラシを配布しているところでございます。</p> <p>今回ご提案いただきました大井総合支所前の歩道につきましても、希望者に配布している「犬のふん・尿の放置禁止」看板を今年2月に設置し、飼い主に対して周知、啓発を図っているところでございます。</p> <p>引き続き、飼い主のマナー向上について周知、徹底を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めるとともに、効果的な対策について研究してまいりますのでご理解ご協力をお願い申し上げます。</p>	環境課

令和5年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>隣家の庭木の枝が「三角公園」へはみ出している件について</p>	<p>私の地元にある亀久保西会館は、三角公園の中に建てられている。数年前から、南側隣地の家に越境している庭木の枝を切除するよう依頼を重ねてきたが、何もしてくれないまま今日に至っている。</p> <p>今年2月の強風により、会館の屋根が大きくめくれあがってしまっし、市で全面的に修繕してもらったが、こうして伸び放題となっている枝先が屋根を傷をつけてしまわないかと危惧している。さらに、より心配なのは、三角公園で、例えば鬼ごっこして遊ぶ子の顔面等に枝の先端が刺さったりしてケガでもされたら、市の管理瑕疵を問われかねないと思う。</p> <p>隣接地からの庭木の枝が公園内に越境して問題化しているケースは、他の会館でも発生しているかもしれないので、市としての対応を切にお願いしたい。</p> <p>令和5年4月1日施行の民法改正により新設された同条第3項によって「土地の所有者が竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき」土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる旨が法定された。この民法改正を踏まえ、この問題への新たな対応の検討をお願いしたい。</p>	<p>亀久保西会館における隣地からの庭木越境につきましては、ことし2月のタウンミーティングでもご意見をいただきましたが、これまでも何度か所有者の方にお手紙などで状況をお知らせし、対応をお願いしてまいりましたが、なかなかコンタクトが取れない状況が続いておりました。</p> <p>しかし以前には、会館へ被害が及ぶと判断し、急迫の事情があるときの対応として、市が会館の屋根に掛かる部分の樹木を伐採したという経緯もございます。</p> <p>それから数年が経過しており、いただいた写真の状況では、前回と同じような状況が見受けられます。今回のケースも、まずは庭木の所有者に連絡を取り、現在の状況を伝え、伐採等の対応をお願いしてまいりますが、新たな民法の規定も踏まえながら、施設への被害や利用者等へ危険が及ぶと判断した場合には、市での対応を検討してまいります。今後も皆様にご活用いただける安全・安心な会館の維持管理運営に尽力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>協働推進課</p>
<p>通学鞆の自由化について</p>	<p>来年度、大井東中学校へ入学する子どもがいるが、鞆が小さすぎて、別に鞆が必要となる。鞆で両手がふさがっているので雨天時は危険だと思う。さらに鞆の肩掛け部分に緩衝材が入っていないように見え、重い物を運ぶと健康面で不安がある。</p>	<p>通学鞆に関しまして、教育委員会を通して大井東中学校に確認しましたところ、「現在、生徒の意見を取り入れながら通学鞆のあり方について検討をしている」との報告がありました。</p> <p>そこで今後、学校から保護者の皆さまに向けて、適時、通学用鞆についての情報提供を行うよう教育委員会に伝えました。</p>	<p>学校教育課</p>

令和5年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>証明書交付時における個人情報の確認について</p>	<p>出張所で課税証明書の交付時に個人情報を確認させてほしいと依頼したところ、支払いを済ませたら渡すと言われた。証明書の支払いは個人情報を確認してからではないのか。以前は確認してから支払っていたと思う。大事な個人情報について市の考えを聞きたい。 また小型家電のリサイクルボックスについて質問したところ、間違ったことを言われた（訂正は受けた）。</p>	<p>このたびは、出張所窓口での対応でご不快な思いをおかけし、誠に申し訳ありませんでした。さらに、誤ったご案内をし、ご迷惑をお掛けいたしましたことに、お詫びいたします。 課税証明書の発行をはじめ、個人情報の確認は大切なものであると認識してございます。そのため、現在、出張所では、お客様を長くお待たせすることがないように、会計後に着席していただき、職員と一緒に書類を確認する方法をとっております。しかしながら、いただいた提案を踏まえまして、今後につきましては、会計前のご確認を希望されるお客様には、先にご確認いただけるよう、変更いたしました。 また、誤ったご案内をしてしまったことにつきまして、今後は、このようなことがないように、一つひとつ丁寧に確認し、窓口対応するよう指示いたしました。</p>	<p>市民課</p>
<p>議会への提案他</p>	<p>1.フクトピアに木曜日の12時過ぎに来庁したが、その日は晴れていたのに入り口の電気が着いておらず不安になった。夕方になるとより暗くなるのではないだろうか。 2.本庁舎のエレベーター付近の案内板に「傍聴をしたい人は4階で手続きをする旨」の紙や注意するような内容の文章を書いてほしい。分からず間違えて5階までエレベーターで行ってしまい、議会傍聴後に張り紙を見て気づいたため。 3.若者向けに議会の質疑の短い動画(15分くらい)を作成し、YouTubeなどで公開してほしい。現状、若者が市議会に対して関心が低く、より高い関心を持つ必要があると考える。 4.一般質問の紙をPDFなどにして市のホームページ上に公開してはどうか。そうすれば市民が誰でも閲覧でき、市議会の傍聴人も紙を貰うことなくペーパーレスにもなると思う。傍聴人にはQRコードを傍聴する前に読み込んでもらい、スマホなどを持っていない人にだけ紙を配布すれば良いと思う。</p>	<p>フクトピアの照明の件ですが、市民交流プラザ側入口の照明は節電対策のため、窓から太陽の光が入る時間帯によっては、照明を一部消灯している場合がございます。日陰になりやすい保健センター側の入口照明につきましては、常時点灯しておりますが、皆様に安心してご利用いただくために、晴れている日でも市民交流プラザ側入口が暗い場合などには照明をつけるよう指示いたしました。 続きまして、市議会へのご要望でございますが、地方自治体は執行機関として独任制の長、議事機関として合議制の議会を設置し、それぞれ住民が直接選挙する独立対等の二元代表制をとっております。したがって、今回のご意見は、市民の方からのご要望として議会へ伝えさせていただきました。 なお、議会からは「すぐに対応できるものにつきましては対応させていただきます。今後も市民の皆様にとってより議会に関心を持っていただけるよう様々な手法を検討してまいります」との報告がありました。</p>	<p>協働推進課 議会事務局</p>
<p>小児科の対象年齢について</p>	<p>先日、息子（16歳）を日曜日に受診できる場所が見つからなかったため、診察をしている小児科のクリニックを見つけ、受診しようとしたところ、高校生は対象外と言われた。 小児科は中学生までというのは単なる慣習に過ぎず、日本小児科学会では2007年に小児科は成人まで、と提言されている。 日本小児科学会に所属する医師のクリニックで、高校生を診察しないとはどういうことなのか。 もし、中学生（15歳まで）しか受け付けしなないのであれば、ホームページや予約ページに明記すべきだと思うが、市内の他の小児科も含め、ほとんどが記載していないようである。</p>	<p>日曜日にご息が受診できるクリニックをお探しになられていた折に、クリニックから対象外と断られ、さぞかしお困りであったと存じます。 ご指摘のとおり、日本小児科学会では「小児科が診療する対象年齢を成人するまでとする」旨の提言がされておりますが、小児科の診療対象年齢は、各小児科医の裁量に委ねられているところが実情でございます。 受診されようとした医療機関のホームページには、ページ下部の「その他の質問」に診療対象年齢についての記載がされていましたが、市内の各小児科医へ診療対象年齢について分かりやすく案内となるよう、医師会を通じて依頼してまいります。</p>	<p>保健センター</p>

令和5年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
東久保中央公園に停まっている車について	<p>時々、東久保中央公園を朝散歩しているが、トラック（1～3台ぐらい）が、朝6時くらいから8時くらいまでエンジンをかけたまま停まっている。音がとてもうるさく、ガスの匂いもして、いつも気持ちのいい公園なのに残念である。一度、現状を調べていただき、アイドリングをストップしてもらえよう伝えてほしい。</p>	<p>埼玉県生活環境保全条例では「自動車等の運転手は、自動車等の駐車時又は停車時における原動機の停止（アイドリング・ストップ）を行わなければならない」と定められております。本市に限ったことではございませんが、残念なことにご指摘いただきましたような条例を守らないドライバーも確かに存在いたします。</p> <p>今回ご意見をいただいた東久保中央公園は、担当課の職員が現地に赴き、アイドリングをしていた駐車中の車へアイドリング・ストップをお願いするチラシを配布し、啓発を行いました。</p> <p>今後につきましても、担当職員で現地確認を行い、再びこのような状況が確認された場合には注意喚起とともにアイドリング・ストップの周知徹底に努めてまいります。</p>	環境課